

平成30年度 会計経理内部監査の実施状況について
(平成31年3月1日現在)

愛媛労働局

監査官署名	監査実施年月日	監査項目	監査結果の概要(指摘事項)	講ずる措置
局内各課室	平成30年10月5日 、 平成30年11月15日 にかけて実施	○収入官吏の事務処理に関する事項 ○諸謝金、会議費、旅費等に関する事項	検査書の検査期間について、検査日当日までとしていたもの (1課室) 外部委員の旅費について「旅行命令簿」としていたもの (1課室)	・指摘事項について、是正するとともに、他に同様の事案がないか確認を実施した。 ・今後は、管理者等によるチェックを厳格にし、適正な処理の徹底を図るとともに再発予防に努める。
松山労働基準監督署 他 4署 松山公共職業安定所 他 7所	平成30年10月17日 、 平成30年11月13日 にかけて実施	○会計の組織及び機構に関する事項 ○現金出納に関する事項 ○物品管理に関する事項	補助者命免状況と事務分掌表に整合性がないもの (1署所) 預託金月計突合表の点検を行った際、現金出納簿への表示が一部漏れていたもの (1署所) 供用されている備品について、物品管理簿の整理が「保管」となっていたもの (1署所) 管理換された物品について、管理換通知書と異なる勘定の物品管理簿に記帳されていたもの (1署所) 物品管理簿について、異動事項があるにもかかわらず、数量及び金額の変動がないものが認められたもの (1署所) 不用決定の処理に際し、不用物品の写真の添付が漏れているもの (1署所)	・指摘事項について、是正するとともに、他に同様の事案がないか確認を実施した。 ・今後は、管理者等によるチェックを厳格にし、適正な処理の徹底を図るとともに再発予防に努める。